

一般社団法人三条市スポーツ協会 表彰・推薦規定

(目的)

- 第1条 一般社団法人三条市スポーツ協会定款第4条第8項の事業遂行のため、スポーツ功労者及び優秀指導者並びに優秀スポーツ選手に対し、栄章を贈りその名誉を表彰するために本規定を定める。
- 第2条 スポーツ協会役員として長年ご尽力頂いた方へ感謝状贈呈するために本規定を定める。
- 第3条 上部団体・行政組織への表彰推薦するために本規定を定める。

(種類と区分)

- 第4条 一般社団法人三条市スポーツ協会より贈与する栄章は、次の通りとする。
- 1 スポーツ功労者賞 本市スポーツ界に功労のあった者に贈与する。
 - 2 優秀指導者賞 指導者として優秀な個人又はチームを育成した優秀な者に贈与する。
 - 3 スポーツ選手賞 一般・学生で競技者として活躍した者。
 - ・特別賞
 - ・栄光賞
 - ・優秀賞
 - ・奨励賞
 - 4 感謝状 長年に渡りスポーツ協会役員として尽力した者

(対象・候補者推薦方法)

- 第5条 各表彰対象と候補者推薦方法は、次の通りとする。ただし、特別な事由があると認められた場合は、この限りではない。
- 1 各表彰候補者は、本市在住者・市内在勤者・市内在学者とし、加盟団体長若しくは所属学校長名において押印の上、推薦する事。また、本規定に定めるスポーツ選手とは、該当する大会の「出場選手登録をされている者」あるいは「出場選手登録をされた団体(チーム)」をいう。
※本市スポーツ振興に貢献していると判断された「本市出身者」が、推挙される場合は、選考会にて判断するものとする。
 - 2 加盟団体長・学校長は、経歴書・推薦理由を添えて指定された期日までに推薦すること。
 - 3 表彰は、4月1日～翌年3月末日までを対象とする。
 - 4 感謝状は、対象者役職退任後、贈呈するものとする。

(表彰の決定)

- 第6条 各表彰の決定方法は、次の通りとする。
- 1 選考会(=式典委員会)において被表彰候補者として決定し、理事会にて正式に表彰者として承認する。

(スポーツ功労者賞)

- 第7条 スポーツ功労者賞候補者は以下のとおり定める。年齢は満60歳以上とする。ただし、特別の功労があり選考会が適当と認めた場合はこの限りではない。また、各加盟競技団体に1人を限度とする。過去受賞歴のあるものは対象外とする。
- 1 10年(5期)以上に亘りスポーツ協会運営に対して功績のある者。本規定第16条第1項と同様の対象者とする
 - 2 同一種目・同一団体にて、幹部として10年以上、その種目・団体の発展・振興に功績のあった者。
 - 3 25年以上に亘り、地域スポーツ・ジュニアスポーツ育成に貢献した者。

(優秀指導者賞)

第8条 優秀指導者賞候補者は以下のとおり定める。ただし、選考会が適当と認めた場合はこの限りではない。

- 1 同一種目の指導者として、競技者を全国大会にて優秀な成績をとらせた者。ただし、対象大会に監督・コーチとして登録されているものに限る。
- 2 同一種目の指導者として、優秀競技者の発掘及び育成に尽力し、現在も指導者として活躍している者。

(各種スポーツ選手賞)

第9条 以下の項目を基準に表彰を決定する。

- 1 オリンピック・パラリンピック・アジア競技大会
- 2 国際大会
(「国際大会」とは、国際競技団体の主催する大会かつ、親善・交流を目的としない大会とする。)
- 3 全国大会
(「全国大会」とは、中央競技団体の主催する大会かつ、親善・交流を目的としない大会とし、次に掲げる大会とする。)
 - (1) 国民体育大会
 - (2) 全日本選手権大会
 - (3) 全日本大学選手権大会
 - (4) 全国高等学校総合体育大会
 - (5) 全国高等専門学校体育大会
 - (6) 全国高等学校定時制・通信制総合体育大会
 - (7) 全国中学校体育大会
 - (8) 全国小学生大会 (別に定める加盟競技団体が指定する大会とする。)
 - (9) 全国障害者スポーツ大会
- 4 3 に繋がるブロック大会
(「ブロック大会」とは、都道府県競技団体の主催する北信越等の都道府県のブロック大会かつ、親善・交流を目的としない大会とする。)
※ただし、小学生の場合は、親善・交流が主な目的であっても対象とする。
- 5 4 に繋がる県大会
(「県大会」とは、県競技団体の主催する大会かつ、親善・交流を目的としない大会とする。)
※ただし、小学生の場合は、親善・交流が主な目的であっても対象とする。

第10条 第9条に該当しないが同等と考えられる大会については、以下の通りとする。

- 1 選考会で協議した上で認めることが出来る。
- 2 別に定める加盟競技団体が指定する大会とする。

第11条 第10条で協議する上で、以下の大会は認めない。

- 1 職種・年齢等により参加対象者が限定されている大会
- 2 小学生の全国競技会で自由に参加できる大会 (予選会の無い大会)
- 3 障害者スポーツ大会で出場が限定されている大会
- 4 市町村団体主催の大会
- 5 親善・交流を目的とした大会

第12条 特別賞は以下のとおり定める。

- 1 オリンピック又はパラリンピック、アジア競技大会に出場した者。

第13条 栄光賞は以下のとおり定める。

- 1 日本代表として国際大会に出場した者。
- 2 全国大会において3位以上の者。

第14条 優秀賞は以下のとおり定める。

- 1 全国大会において出場した者。

第15条 奨励賞は以下のとおり定める。

- 1 県大会及びブロック大会において優勝・準優勝した者。

(感謝状)

第16条 感謝状はいずれかに該当するものとする。ただし、選考会にて、相応しいと認めた者はその限りではない。

- 1 本会役員として10年(5期)以上在任し、その間積極的に協会運営に参画し、本会発展のため貢献したものの。対象は以下の役職を務め、退任した者とする。
 - ・平成17年度～平成27年度 会長・副会長・相談役理事・理事長・副理事長
 - ・平成28年度以降 理事

(表彰の内容)

第17条 表彰等の方法は、次のとおりとする。

- 1 スポーツ功労者賞 名入り功労記念メダル及び表彰状(額装)
- 2 優秀指導者賞 表彰状(額装)
- 3 スポーツ選手賞
 - ・特別賞 名入り記念メダル及び表彰状(額装)
 - ・栄光賞 表彰状(額装)
 - ・優秀賞 表彰状(額装)
 - ・奨励賞 表彰状
- 4 感謝状 感謝状及び記念品を贈呈する。

(表彰の期日)

第18条 表彰日程は、特別な事情があるときを除き、理事会において決定する。

(上部団体・行政組織への推薦)

第19条 上部団体・行政組織などへの表彰推薦については、次のとおりとする。

- 1 本会表彰規定に定める「スポーツ功労者賞」「特別賞」「栄光賞」を受賞した者を対象とし、推薦対象の表彰規定に合致した者を推薦する。

附 則

この規定は平成28年4月1日より施行する。

この規定は平成30年4月1日より施行する。

この規定は令和4年12月1日より施行する。